

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 7年 12月 1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-466-7061 (午前9時～午後6時まで)

担当 勝木 博枝

* ご不明な点は、何事もお尋ね下さい。

2. ビーステップケアセンターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社ビーステップ ビーステップケアセンター
所在地	東京都小平市鈴木町2丁目187番地 吉田ビル
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1374303079号)
サービスを提供する地域	小平市、小金井市、西東京市、東久留米市、国分寺市 練馬区、杉並区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管	1
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	3
介護支援専門員	非常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1

* 介護支援専門員一人当たりの担当者数は35件以内。

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後6時
土・日・祭日	休業

* 緊急連絡電話 042-466-7061 転送電話にて24時間対応

* 12月31日～1月3日は事業所休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日介護保険課窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(要介護1・2) 12,000円 (要介護3・4・5) 15,591円

* 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、お客さまの負担額を変更します。

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員の1人当たりの担当件数が1～44件	要介護1.2	12,000円
		要介護3.4.5	15,591円
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員の1人当たりの担当件数45～59件	要介護1.2	6,011円
		要介護3.4.5	7,779円
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員の1人当たりの担当件数60件以上	要介護1.2	3,602円
		要介護3.4.5	4,663円

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,315円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,762円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,210円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4,972円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,630円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,630円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	8,287円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	9,945円
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合	552円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業者に提供した場合	4,420円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,210円
特定事業所加算(Ⅰ)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)	5,734円
特定事業所加算(Ⅱ)		4,652円
特定事業所加算(Ⅲ)		3,569円
特定事業所加算(A)		1,259円
特定事業所 医療介護連携加算		1,381円

減算について

特定事業所集中減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	2,210円
運営基準減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の50%に減算

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1・2に認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 基本理念

その人がその人らしく・・・。

住み慣れた場所で生活ができるようにお手伝いします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①介護保険についての説明・相談
- ②要介護認定を受けるための市町村への申請代行
- ③居宅サービス計画
- ④高齢者等やそのご家族の介護に関する相談

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される場合はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	厚生省の標準化大項目に応じ、当社独自による
介護支援専門員への研修の実施	○	現任研修等、資質向上の為必要な研修に参加
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	×	一切料金はかかりません

7. 介護支援専門員の交代

(1)利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2)事業者からの担当センター、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当センター、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

8. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いいたします。)

9. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

(1)前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。

(2)前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合。

10. サービス内容に関する苦情

(1)当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 勝木博枝 電話番号 042-466-7061

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当

小平市介護保険課 地域支援係	電話	042-346-9539
小金井市介護福祉課介護保険係 相談担当	電話	042-387-9822
東久留米市介護福祉課 介護サービス担当	電話	042-470-7750
西東京市福祉部 高齢者支援課相談受付係	電話	042-460-9837
国分寺市介護保険課 給付管理係	電話	042-325-0111 内線538、539
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	電話	03-3993-1344
杉並区保健福祉部介護保険課事業者係	電話	03-3312-2111
東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課	電話	03-6238-0177

11. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について(無し)

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社ビーステップ
代表者・氏名	代表取締役 矢嶋 明
本社所在地・電話番号	東京都練馬区大泉学園町2-23-65 電話 03-6767-2112
定款の目的に定めた事業	1、居宅介護支援事業 2、訪問介護事業

この書面に沿って、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容を下記の説明者から受け了承しました。

説明者 _____ 印

令和 年 月 日

事業者 住所 東京都練馬区大泉学園町2-35-65

事業者名 株式会社ビーステップ

代表者名 矢嶋 明 印

利用者 住所

氏名 印

代理人(選任した場合) 住所

氏名 印

続柄()

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

(3) 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

(4) 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ・ 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- ・ 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

- (1) 居宅サービス計画作成等サービス利用申込み
- (2) 当社に関する事居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います。
- (3) 居宅サービス計画等に関する契約締結(事業者の選定:当社と契約をするかお決めいただきます)
※利用者は市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出】の提出を行っていただきます。
(提出代行可能)
- (4) ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します
- (5) 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます
- (6) 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します
- (7) 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います。(サービス担当者会議)
- (8) 居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います
- (9) サービス利用
- (10) 利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います
- (11) 毎月の給付管理票を作成を行い、国保連合会に提出します
- (12) 利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います
- (13) 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います